

令和3年度 自家用電気主任技術者会議

＜令和2年度＞

自家用電気工作物の
立入検査の概要について

北海道産業保安監督部 電力安全課

1. 自家用電気工作物の設置状況

< 規模別 >

表1 令和2年度末自家用電気工作物設置件数(規模別)(単位:件、%)

受電電圧 最大電力	低圧 (~600V)	高圧				特別高圧 (7000V~)	合計
		50kW未満	50kW以上 500kW未満	500kW以上	小計		
選任形態							
選任・統括 許可・兼任	4,199	452	1,350	606	2,408	160	6,767
外部委託	1,702	5,666	28,111	2,360	36,137	0	37,839
合計	5,901	6,118	29,461	2,966	38,545	160	44,606
(前年度比%)	106.7	101.4	100.9	101.0	101	101.9	101.7

2. 立入検査計画

電気事業法第107条第4項に基づく立入検査



自家用電気工作物設置者の自主保安の取り組みについて検査

<着目点>

- ①電気事業法第39条に規定する技術基準への適合状況（維持・管理）
- ②電気事業法第42条に規定する保安規程の遵守状況
- ③電気事業法第43条に規定する主任技術者の選任状況
及び保安の監督状況

2. 立入検査計画

< 選定理由 >

- ① 過去に事故が発生した
- ② 過去に技術基準適合命令を受けた
- ③ 発電機等の累積運転時間が10万時間又は累計起動回数が2,500回を超えている
- ④ 使用実績がない又は少ない技術を用いた事業用電気工作物
- ⑤ 社会的に重要と認められる
- ⑥ 保安の確保が適切でないおそれがあるもの
- ⑦ 電気保安体制実態把握のため

3. 立入検査結果

(1) 立入検査実施事項

机上検査

- 主任技術者の執務状況
- 保安規程の手続き及び遵守状況
- 関係書類の保管、整備状況

現場検査

- 電気工作物の施設状況
- 電気室またはキュービクル等の施設状況
- PCB使用電気機器の使用、保管状況等

3. 立入検査結果

1. 保安規程の遵守状況（8件）

- 保安組織が不明確（1件）
- 点検の実施が不十分（項目、頻度）（3件）
- 点検の記録が不適切（0件）
- 保安教育、訓練が不十分（1件）
- 運転操作基準が不適切（1件）
- 関係書類、図面の整備修正が未実施（1件）
- その他（1件）

3. 立入検査結果

2. 電気設備関係＜受配電設備＞（4件）

- 地絡遮断装置の未設置（1件）
- 高圧架空電線が植物に接触している（1件）
- 避雷器の未設置（1件）
- PCB機器の未分析（1件）

3. 電気設備関係＜負荷設備＞（2件）

- 電路の絶縁抵抗値が基準を満たしていない（1件）
- 高圧受電設備に重要な継電器が適切に取替がされていない（1件）

4. おわりに

- 自家用電気工作物は、設置者による自主保安が原則であり、設置者へ課される技術基準の適合維持義務及び保安規程の遵守を再認識していただくようお願いいたします。
- 電気設備の不良は電気事故発生に至る可能性があり、特に感電死傷や電気火災、他の事業場へ波及事故を起こし、多額の損害賠償が発生する等、大きな被害となることもありますので、適切な点検、計画的な設備の更新、早期の補修、改善等の措置がとられるようお願いいたします。
- 引き続き、自家用電気工作物の安全確保にご尽力されますよう、よろしく申し上げます。